

○福井市スポーツ推進委員に関する規則

昭和38年3月2日

教委規則第3号

改正 昭和42年12月19日教育委員会規則第2号
昭和56年4月1日教育委員会規則第1号
昭和58年4月1日教育委員会規則第2号
昭和60年4月1日教育委員会規則第6号
昭和62年3月27日教育委員会規則第1号
平成元年3月23日教育委員会規則第1号
平成3年3月25日教育委員会規則第3号
平成5年3月25日教育委員会規則第2号
平成18年1月31日教育委員会規則第11号
平成24年1月26日教育委員会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づくスポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行なうこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じ協力すること。
- (6) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、138人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 福井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項にかかわらず特別の事由があるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員を免職することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当って法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規定に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和38年4月1日から施行する。
(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)
- 2 体育指導委員の定数は、美山町、越廼村及び清水町の編入の日から平成18年3月31日までの期間においては第3条の規定にかかわらず、175人以内とする。
- 3 美山町、越廼村及び清水町の編入の日以後、当該編入に伴い新たに委嘱される体育指導委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、当該編入の際にこの規則により委嘱されている体育指導委員の残任期間とする。
 - 附 則 (昭和42年教委規則第2号)
この規則は、昭和42年12月20日から施行する。
 - 附 則 (昭和56年教委規則第1号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則 (昭和58年教委規則第2号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則 (昭和60年教委規則第6号)
この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則 (昭和62年教委規則第1号)
この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成元年教委規則第1号)
この規則は、平成元年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成3年教委規則第3号)
この規則は、平成3年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成5年教委規則第2号)
(施行期日)
- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成5年4月1日に委嘱する委員の任期は、第4条前段の規定にかかわらず3年とする。
 - 附 則 (平成18年教委規則第11号)
この規則は、平成18年2月1日から施行する。
 - 附 則 (平成24年教委規則第1号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。